

法令解説

原子力安全規制の一層の充実

原子力事業者等に対する検査制度の見直し、
放射性同位元素についての防護措置の導入等

■原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）
平29.4.14公布
公布後3年内施行（一部を除く）

はじめに

平成二九年四月七日、第一九三回国会において、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」（平成二九年法律第一五号。以下「本法」という）が可決・成立し、同年四月一四日に公布された。

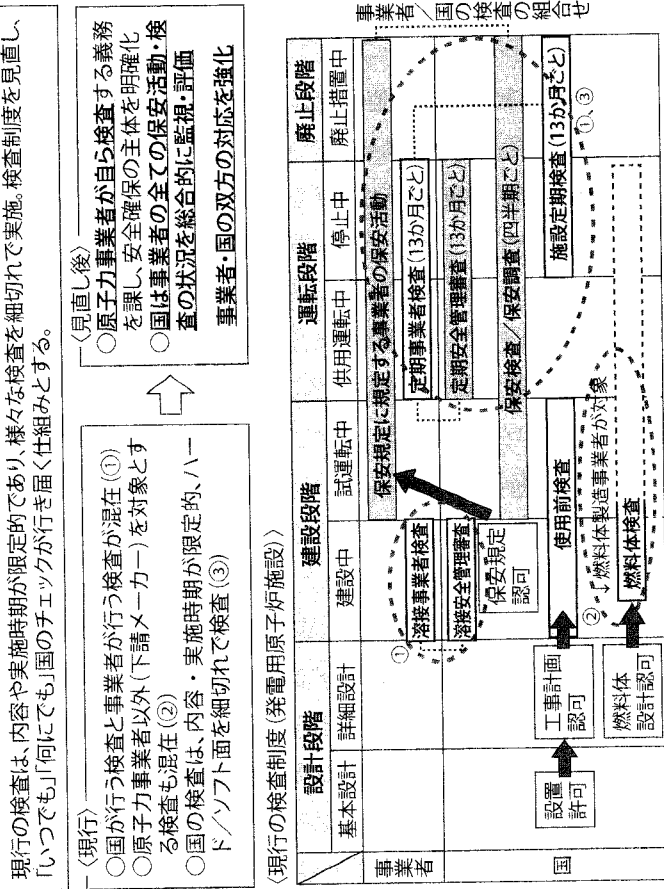
本法は、原子力利用を取り巻く国内外の動向を踏まえ、より高い安全水準を確保することを目指して、事業者及び規制機関双方の取組を強化するため、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」

（昭和三三年法律第一六六号。以下「原子炉等規制法」という）、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和三三年法律第一六七号。以下「放射線障害防止法」という）及び「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」（昭和三三年法律第一六二号。以下「技術的基準法」という）等を改正するものである。

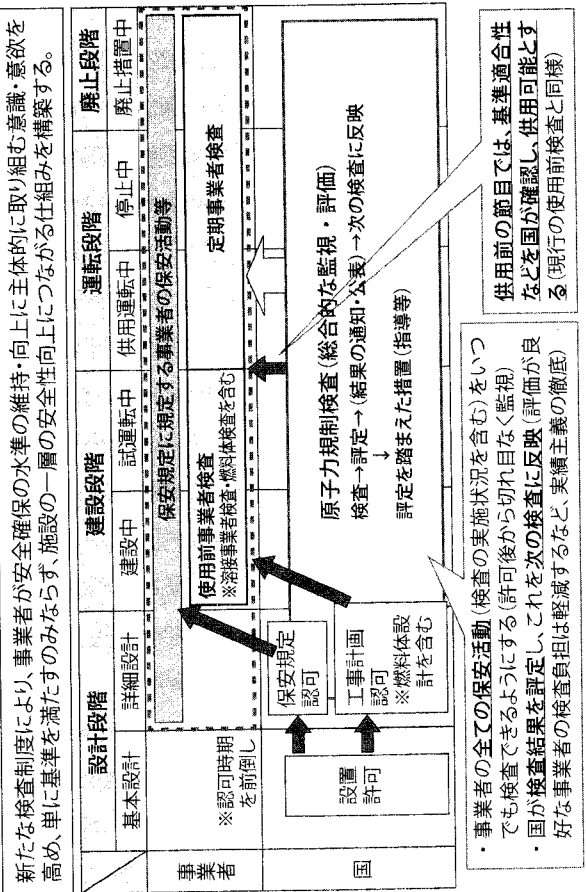
I 改正の経緯

平成二三年の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故後、原子炉等規制法の改正やその関連法令の整備によって重大事故対策等を求める新規制基準が整備され、各原子力施設について原子力規制委員会による

図表1 検査制度の現状と見直しの考え方



図表2 新たな検査制度のポイント



審査が行われている。今後、これらの審査で確認された安全の水準が、原子力施設の運転段階において継続的に維持・向上されるためには、原子力施設に対する検査制度の見直しが不可欠である。一方で、原子力施設の高経年化が進み、今後多くの施設の廃止措置が行われることが想定される中で、施設が稼働停止した後、廃止へより円滑に移行させるための制度の整備も必要となっている。

また、国際的にテロ行為への対応が求められる中、放射性同位元素に係るセキユリティ対策も講ずる必要がある。

これらについては、平成二八年に我が国が国際原子力機関(以下「IAEA」という)から受領した総合規制評価サービス(IRRS)報告書においても指摘されたところである。

こうした原子力利用に係る課題に一括して対処し、その安全対策を強化するため、今般、原子炉等規制法、放射線障害防止法、技術的基準法等を改正することとした。

II 改正の概要

1 原子炉等規制法の改正

■一 原子力事業者等に対する検査制度の見直し

原子炉等規制法における検査制度は、同法において原子力事業者等に義務付けられている安全確保のための様々な要求事項について、原子力規制委員会が直接的に関与する形で多段階にわたって検査を行う仕組みとなっている。具体的には、原子力規制委員会が実施する検査として、原子力施設そのものの安全性を確保するための使用前検査、溶接検査、燃料体検査及び施設定期検査、並びに保安規定や核物質防護規定の遵守を確認するための保安検査及び核物質防護検査が定められている(図表1参照)。

この点、IAEA安全基準の「基本安全原則」では原子力施設における安全の第一義的な責任は許認可等取得者である事業者にあるとされていることや、

二〇一五年（平成二十七年）にIAEAが発表した報告書において、福島第一原子力発電所事故の教訓として、原子力事業者等は安全確保に対して第一義的な責任を負う者として、安全性向上のための適切な措置を講ずるべきであることが指摘されたことから、検査制度についても原子力事業者等の積極的な関与が求められる。

また、平成二十四年の原子炉等規制法の改正においては、規制基準等の強化の一環として原子炉施設等に対して重大事故等対処設備等の設置が義務付けられ、これによって原子炉施設等の検査対象となる設備が増えたが、その一方で検査制度の在り方については後刻の検討に委ねられた経緯がある。

こうした国内外の状況を踏まえ、また、原子力事業者等による義務履行の確保や継続的な改善努力を促していくという観点から、より原子力事業者等の関与を強化した効果的かつ効率的な検査制度の構築が必要である。

そこで、本法では、原子力事業者等に対してその施

検査の結果に基づいて検査対象事項についての総合的な評価を行い、原子力規制検査及び評価の結果を原子力事業者等に通知し、また公表することとした。これによって、安全確保に対する原子力事業者等の自覚を求め、更なる安全性の向上の取組と継続的改善を促していくこととしたものである。

この事業者検査制度と原子力規制検査制度の導入により、より効果的かつ効率的な検査の仕組みが構築され、原子力施設の安全性の向上が確実に図られていくものと考えている。

この改正事項については、本法の公布から三年以内の政令で定める日から施行することとしている。

■二 原子力施設の保安業務に係る品質管理の要求

原子炉等規制法は、施設が基準に適合する形で設置されること（ハード面）と、当該施設の保安、運転等の保安活動が原子力事業者等によって適切に行われること（ソフト面）の両方が相まって原子力施設の安全確保が達成されるものであることを踏まえ、この両面から規制を課すとともに、ハード面の品質管理につい

設の網羅的な検査の実施を義務付ける「事業者検査」制度を導入することとした（図表2参照）。従来の原子力規制委員会中心の検査では安全上重要な施設に限定して検査せざるを得ず、また検査の頻度にも限界があったが、本制度改正により原子力事業者等が主体的に検査を実施することとなることから、より包括的、かつ深度のある検査の実施が可能となるものと考えている。

また、この事業者検査制度と対を成す仕組みとして原子力規制委員会による「原子力規制検査」制度を新たに導入し、事業者が講ずる措置等を原子力規制委員会が包括的に検査することとした。これに伴い、従来原子力規制委員会が実施してきた各種の検査は、この原子力規制検査に統合した。原子力規制検査の対象は、使用前事業者検査や定期事業者検査の実施状況、保安規定や核物質防護規定に従って講ずべき措置の実施状況、そして核燃料物質等の工場等の外での運搬に係る措置の実施状況等が含まれ、広範に及ぶものとなっている。そして、原子力規制委員会は原子力規制

ては法条文で規定している。

そして、品質管理は、福島第一原子力発電所の事故後、原子力事業者等による継続的改善の重要性が高まる中で、ますます重要になっている。また、ハード面の品質管理とソフト面の品質管理は本来それぞれ異なるものではない。

このため、本法においては、原子炉の設置、加工の事業等の原子力規制委員会による許可・指定の段階から品質管理に必要な体制の整備を原子力事業者等に求めるとともに、その許可・指定を受けた事業者について、ハード面の品質管理と、ソフト面の品質管理の双方を保安規定の認可の際に確認し、保安規定の下で原子力事業者等の保安のための業務全般の品質管理が行われるよう制度を整備した。また、施設的设计・工事も保安規定に基づく品質管理の下で行われることとなるため、保安規定の認可時期を施設の設置の工事に着手する前とすることとした。

この改正事項については、本法の公布から三年以内の政令で定める日から施行することとしている。